

事務連絡
令和7年12月17日

介護保険事業を運営する法人代表者様
介護保険施設・事業所の管理者様

松江市介護保険課
(事業所管理係)

サービス別の各種委員会の開催回数と研修及び訓練の実施回数について

平素は本市の介護保険事業にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市が運営指導を行う中で、基準省令で定められている各種委員会の開催回数、研修及び訓練の実施回数について、施設間・事業所間で考え方の乖離が見られます。利用者が安心して介護サービスを受けるためには、サービスを提供する側の施設・事業所においては基準省令を適切に順守していただくことが重要です。

のことから、この度、サービス別の各種委員会の開催回数と研修及び訓練の実施回数について、改めて整理をしました。今後は、これに基づき、運営指導や集団指導を行っていきます。これまでの運営指導において、この内容と異なる指摘（口頭指導、助言を含む）をしていた場合でも、この度の内容で適切に事業運営を行っていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、運営指導では、基準省令で定められている「回数」を実施することが目的となっている事案が見受けられます。あくまでも「回数」は基準上の数字であって、目的は利用者への適切なサービス提供のための事業運営や職員の知識とスキルの獲得や増進です。このことをご理解いただき、法人代表者、施設・事業所の管理者だけでなく、各委員会や研修・訓練を担当される職員の皆様にも、その旨をご周知ください。